

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第45号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和33年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																													
<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 駐車場の利用料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>利用の区分</th> <th>利用時間</th> <th>基本額</th> <th>利用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県立中央病院</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">岩手県立北上病院</td> <td>外来に係る診療その他医療局長の定める給付を受けるための利用</td> <td>全日</td> <td>1回につき50円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の利用</td> <td>7時から20時30分</td> <td>1時間まで100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	病院名	利用の区分	利用時間	基本額	利用料の額	岩手県立中央病院	[略]			[略]	岩手県立北上病院	外来に係る診療その他医療局長の定める給付を受けるための利用	全日	1回につき50円		その他の利用	7時から20時30分	1時間まで100		<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) <u>リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料</u> <u>1回につき 630点</u></p> <p>(16) <u>セカンドオピニオン相談料 相談時間30分まで1,050点、その後15分までごとに525点</u></p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 駐車場の利用料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>利用の区分</th> <th>利用時間</th> <th>基本額</th> <th>利用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手県立中央病院</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	利用の区分	利用時間	基本額	利用料の額	岩手県立中央病院	[略]			[略]
病院名	利用の区分	利用時間	基本額	利用料の額																										
岩手県立中央病院	[略]			[略]																										
岩手県立北上病院	外来に係る診療その他医療局長の定める給付を受けるための利用	全日	1回につき50円																											
	その他の利用	7時から20時30分	1時間まで100																											
病院名	利用の区分	利用時間	基本額	利用料の額																										
岩手県立中央病院	[略]			[略]																										

		まで	円				
			その後				
			30分ま				
			でごと				
			に50円				
		20時30分	1回に				
		から7時	つき200				
		まで	円				
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。